

答 申

新宿区個人情報保護条例の改正すべき点

及びその運用に関して改善すべき点等

(平成16年12月17日)

新宿区情報公開・個人情報保護審議会

16新情個議第 41号
平成16年12月17日

新宿区長 中山 弘子 殿

新宿区情報公開・個人情報保護審議会
会長 寄本 勝美

答 申

平成16年5月27日付け16新総総文第117号により、「新宿区個人情報保護条例の改正すべき点及びその運用に関して改善すべき点」について諮問を受けた。

これを受けて、当審議会は、平成16年9月9日に中間報告を行った。

さらに、パブリック・コメントにより寄せられた意見の報告を受け、これからの個人情報保護条例のあるべき姿を目指して、慎重に審議を重ねてきたところである。

ここに、新宿区個人情報保護条例の改正すべき点等について、当審議会としての意見をまとめることができたので、別紙のとおり答申するものである。

なお、本答申においては、関係条例の整備等、個人情報保護条例の改正に伴い調整すべき点についても触れているところである。

区長においては、本答申の主旨及びこれまでの当審議会における審議経過を踏まえ、個人情報保護条例の改正等個人情報の取扱い等において、より適切な運営に努められることを期待するものである。

個人情報保護条例の見直しの考え方

平成15年5月30日に、個人情報保護法（平成15年法律第57号。以下「基本法」という。）及び国の行政機関における個人情報保護について定めた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関法」という。）が公布された。

新宿区においては、平成16年4月における財務会計・文書管理等システムの一部導入に伴い、おおむね職員1人に1台のパーソナル・コンピュータが配備され、現在では行政文書の多くが庁内LANの中で処理される状況となっている。個人情報保護に対する新宿区の取組への強化が、これまでも増して一層強く求められている。

このような背景を踏まえ、主に次のような視点から検討を行った。

1 基本法等との整合性の確保

基本法の制定により、地方公共団体の個人情報保護に取り組むべき責務が明確に規定されるとともに、行政機関法では、職員や受託業務従事者に対する罰則の導入等、個人情報保護の実効性を確保するための規定が設けられた。

基本法及び行政機関法制定の趣旨を踏まえ、区民の信頼を確保するために、現在の個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）において不足することとなると考えられる部分について見直しを行う。

2 情報化の進展への対応

急速な電子計算機器の発達、行政事務の電子化という時代の変化に応じた条例となるよう見直す。

3 情報公開制度との調整

平成13年10月から施行された新宿区情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）との間に齟齬が生じないように調整を図る。なお、個人情報保護条例の改正すべき点から見て情報公開条例において改正すべき点があれば、併せてその点の検討も行う。

4 経験的事例に即した制度の見直し

業務の委託化が進む中で、委託に関して単に電子計算機による処理を伴うか否かといった形式的な要素ではなく、委託に際し提供される個人情報の種別や内容等実質的な要素を考慮して審議会の関与のあり方を見直す。

5 新たな制度への対応

地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことに伴い、指定管理者の個人情報の取扱いについて整理する。

6 関係条例の整備

情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「審査会設置法」という。）等個人情報保護関連法に規定されている考え方で、新宿区における個人情報保護制度の運営においても必要と思われる点について触れることとする。

個人情報保護条例の改正すべき点及びその運用に関して改善すべき点

第1 目的及び定義

1 目的

個人の権利利益を保護するとともに、行政の適正かつ円滑な運営との調和を図る旨を規定する。なお、現行条例の「区民の基本的人権を擁護する」旨の規定は維持することが適当である。

【説明】

行政機関法は、「個人の権利利益を保護すること」を主たる目的としつつも、これと「行政の適正かつ円滑な運営」との適切な調和を図りながら基本的事項を定める旨を規定している。

現行条例における基本的な考え方は、行政機関法と異なるものではないが、「円滑な行政運営」との調和を図る視点については明らかにすることが適当であると考えられる。ただし、現行条例の「区民の基本的人権を擁護する」旨の規定については、維持する必要があると考える。

2 定義

- (1) 「個人情報」については、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とすることが適当である。
- (2) 行政機関法に準じて、新たに「保有個人情報」及び「個人情報ファイル」を定義することが必要であると考えられる。

【説明】

(1) 個人情報の定義としては、情報公開条例第7条第2号に非開示情報として規定する「個人に関する情報」を踏まえて整備することが適当と考える。ただし、情報公開制度と個人情報保護制度は目的が異なるものであるため、その視点からの調整も必要と考える。

なお、行政機関法では、死者の個人情報を対象としないことを明確にするため、「生存する個人に関する情報」としているが、実施機関における個人情報の管理は、生者、死者を問わず適正に行うことが求められており、改正後の個人情報保護条例（以下「改正条例」という。）においては、その最も基本的な用語とすべき「個人」から死者を除外する必要はないと考える。

(2) 基本法に基づく政府の基本方針及び行政機関法制定の趣旨からは、改正条例においては、新たに罰則を設けることが期待されていると考えられる。行政機関法に規定された罰則に準じた罰則を設ける場合には、構成要件の一部となる用語については、その定義を明確にする必要があると考える。したがって、行政機関法に準じて「保有個人情報」及び「個人情報ファイル」を新たに定義する必要がある

ると考える。

第2 実施機関における個人情報の取扱い

1 本人収集及び利用目的明示の原則

本人収集原則、利用目的明示義務を明らかにする現行条例の考え方を維持するとともに、その例外規定は、行政機関法の規定を踏まえて整備することが適当である。
なお、現行条例第8条第3項に規定する緊急避難のため本人以外から個人情報を収集した場合における本人への通知義務については、「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるとき」は解除する旨の規定を設ける必要があると考える。

【説明】

本人収集及び利用目的明示の原則は、現行条例第8条に規定されている。現行条例の規定は、行政機関法第4条の規定に比し具体的であるため、現行条例の考え方を維持することが適当である。

その上で、行政機関法を踏まえ、本人外収集ができる場合及び利用目的を明示しないで収集することができる場合を定めることが適当と考える。

なお、現行条例第8条第3項に規定する、緊急避難のため本人以外から個人情報を収集した場合の本人への通知義務については、例えば児童虐待が疑われる事件に関し、加害者情報を緊急に収集したことを本人である当該加害者に通知すれば、かえって被害者の生命等に危険をもたらすおそれもあること等を考え合わせれば、緊急避難による情報収集に一律にこれを課すことはむしろ適切でなく、「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるとき」には、当該通知義務を解除する旨の規定を設ける必要があると考える。

2 保管に関する原則

(1) 個人情報の保有目的の特定等

行政機関法に準じて、個人情報の保有に当たっては、その利用の目的をできる限り特定すべき責務を明確にすることが適当と考える。

【説明】

現行条例には、個人情報の保有に当たり、その利用目的を特定すべき責務を規定した条項がない。個人情報の適正な管理の徹底を図るためには、行政機関法第3条第1項の規定に準じて、保有に当たっての利用目的を特定すべき責務を明確にすることが適当であると考えられる。

(2) 正確性の確保及び安全確保の措置

正確性の確保及び安全確保の措置については、行政機関法に準じて、条文を分けて規定するなどの整理をすることが適当である。

【説明】

個人情報 を適正に維持管理するため、行政機関法第5条及び第6条が義務付けた正確性の確保及び安全確保措置については、現行条例第10条が、「適正な管理」として同一条文に規定している。

しかし、正確性の確保及び安全確保措置の内容の違いに着目し、「適正な管理」をその方法面から明らかにするため、行政機関法に準じて、それぞれ別個に規定することが適当である。

(3) 個人情報ファイル簿の公表等

業務に着目した個人情報業務登録制度を維持しつつ、行政機関法に規定する「個人情報ファイル簿」を新たに作成し、公表することが適当である。

【説明】

O E C D 8原則中「公開の原則」を具体的に定めたものとして、行政機関法では、個人情報ファイル簿の作成、公表を義務付けている。

一方、現行条例では業務に着目した個人情報業務登録を行い、登録簿を閲覧に供している。個人情報ファイル簿が「検索できるように体系的に構成されたもの」を対象に作成するため、現行条例で公表している個人情報業務登録簿の内容と比較すると、散在情報が対象とならず、公表範囲が狭くなり、区民は、区がどのような情報を持っているか知ることができなくなる。

個人情報ファイルに含まれる個人情報は、そもそも業務のために保有する個人情報の一部に止まるものであることを踏まえると、業務に着目した現行の個人情報業務登録制度は維持した上で、新たに行政機関法に規定する個人情報ファイル簿を作成し、これら2つの簿冊の関係を整理することが適当である。

なお、公表にあたっては、現行の閲覧制度だけでなく、インターネットによる一般への公開を検討する必要があると考える。

3 利用に関する原則

(1) 目的外利用及び提供の制限

目的外利用制限及び外部提供制限についての基本的な考え方を変更する必要はないと考える。ただし、緊急避難による目的外利用及び外部提供に伴う本人への通知義務については、「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるとき」には解除する旨の規定を設ける必要があると考える。

【説明】

現行条例では、個人情報の取扱いに関する制限として、第12条で目的外利用の制限を、第13条で外部提供の制限を規定している。

行政機関法では、第8条で「利用と提供の制限」として一括で規定している。

規定内容としては現行条例の方が明確であり、基本的な考え方を大きく変える

必要はないと考える。

ただし、現行条例第12条第4項、第13条第4項に規定する緊急避難により目的外利用又は外部提供した場合における本人への通知義務については、例えば、ドメスティックバイオレンスやストーカーあるいは児童虐待事件等に関し、加害者情報を目的外利用又は外部提供したことを本人である当該加害者に通知すれば、かえって被害者の生命等に危険をもたらすおそれがあることを考え合わせれば、「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるとき」には、当該通知義務は解除する旨の規定を設ける必要があると考える。

(2) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

保有個人情報の提供を受ける者に対して、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるべき旨の規定を整備する必要があると考える。

【説明】

行政機関法第9条は、個人情報の外部提供や目的外利用において、個人情報の漏えい、滅失、毀損等を防止するため、行政機関の長は、必要があると認めるときは、受領者に対して必要な措置を講ずるよう求めるべき責務について規定している。

現行条例では、業務委託に伴い個人情報を提供する場合の実施機関の措置についての規定（第25条）はあるが、外部提供における措置については規定がない。

個人情報保護を強化するため、行政機関法に準じて、実施機関が個人情報の外部提供を行う場合においても、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるべき旨を規定することが適当である。

(3) 業務委託に関する措置

業務委託に関し、次の点について、規定を整備するとともに条例の運用を見直すことが適当である。

個人情報の提供を伴う業務委託を行なった場合は、記録票を作成し、区民の閲覧に供すること。

個人情報に係る業務の処理を委託する場合、その委託業務の内容や提供する個人情報の種別等実質的な要素を考慮することによって、審議会の関与のあり方を整理すること。

【説明】

業務の委託化が進む中で、委託先に提供される個人情報は多種、多様にわたっている。しかし、現行条例では、目的外利用、外部提供及び外部結合と異なり、委託先に提供される個人情報の内容については公表する制度が採られていない。

自己に関する個人情報がどのように取扱われているかを知ることは、自己情報コントロール権を行使する上での大前提となる。

したがって、業務の委託に伴い個人情報を提供する場合は、目的外利用、外部提供、外部結合と同様にその記録票を作成し、区民の閲覧に供することが必要と考える。

個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときに、実施機関が講じるべき措置について定めた現行条例第25条の運用については、現在、当該業務が個人情報に係る電子計算機の処理を伴うものか否かで、審議会への報告方法が異なっている。

また第14条第3項は、電子計算組織による個人情報の処理そのものを委託する場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くものと規定している。

近年における電子計算機の利用範囲と業務の委託化の広がりを踏まえると、当該委託内容が単に電子計算機による処理を伴うか否かといった形式的な要素によってではなく、委託業務の内容や委託に際し処理される個人情報の種別や内容等実質的な要素を考慮することによって、審議会がその関与の仕方を変えていく仕組みを構築する必要があると考える。

(4) 電子計算機による個人情報の処理

電子計算機による個人情報の処理に関する規定及びその運用については、社会情勢の変化に対応するため、次のように改めることが適当である。

収集禁止事項に関する個人情報を電子計算機に記録してはならないとする規定は、あらかじめ審議会の意見を聴くことを要件にして記録することができるものとする。

電子計算機による新たな個人情報の処理の開発等を行うに当たり、あらかじめ審議会の意見を聴くこととする規定について、「本人同意のあるとき」、「法令に定めがあるとき」及び「本人又は第三者の生命、身体又は財産に対する危険を避けるために緊急の必要があると認められるとき」は、その適用を除外する。ただし、「本人同意のあるとき」を除き、事後的に審議会に報告する運用を図るものとする。

なお、日本語文書作成機能や表計算機能等による個人情報の内部利用については、個々に審議会が関与することなく、情報セキュリティポリシーに基づく管理の徹底を図るものとする。

電子計算機の結合禁止規定の適用除外事項に、新たに、「本人又は第三者の生命、身体又は財産に対する危険を避けるために緊急の必要があると認められるとき。」を加えるものとする。

【説明】

電子計算機による個人情報の処理の制限については、現行条例第14条(電子計算組織による処理)及び第15条(電子計算組織の結合の原則的禁止)に規定されている。

現行条例制定後14年が経過する中で、電子機器の飛躍的な発達により、コンピュータを取り巻く社会情勢が大きく変わっている。このような社会情勢の変化に対応するために、電子計算機による個人情報の処理に関して、次の視点から規

定等を整備することが適当である。

現行条例第7条に規定する収集禁止事項に関する個人情報を電子計算機に記録してはならないとする現行条例第14条第1項の規定については、審議会の意見を聴いた上で、電子計算処理を可能とするような相対的禁止事項に改める必要があると考える。

現行条例第14条第2項は、電子計算機による新たな個人情報の処理の開発及び大規模な変更を行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くこととしている。しかし、目的外利用、外部提供等他の利用制限規定と同様に、法令に定めがある場合や本人が同意している場合、あるいは緊急避難として利用する場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くことを要件とする必要はないと考える。ただし、本人が同意している場合を除いては、事後的に審議会に報告する運用を図ることが必要と考える。

なお、日本語文書作成機能や表計算処理機能等を利用する場合のように、当該処理が文房具等の利用と同様の利用であると一般に認知されていると考えられるものについては、個々に審議会が関与することなく、情報セキュリティポリシーに基づく管理の徹底を図るものとするのが適当と考える。ただし、このような場合であっても、保有課を超えて利用することがないよう、その運用は厳格に行うことが適当である。

現行条例第15条における電子計算機の結合禁止規定の適用除外事項に、「本人又は第三者の生命、身体又は財産に対する危険を避けるために緊急の必要があると認められるとき。」を新たに設ける必要があると考える。

4 職員等の義務

職員、受託業務従事者及びこれらの退職者に対して、行政機関法に準じて守秘義務を課す必要があると考える。

【説明】

現行条例第3条第2項に規定する守秘義務については、行政機関法第7条に準じ、受託業務従事者を新たに対象に含めるものとするのが適当である。

第3 開示、訂正及び利用停止等

1 未成年者等の個人情報に関する法定代理人の開示請求権

未成年者又は成年被後見人の法定代理人に対し、当該未成年者等の権利利益が侵害されるおそれがない範囲で、行政機関法に準じて、当該未成年者等の個人情報の開示請求を認めるよう規定を整備することが適当である。

【説明】

現行条例では、未成年者の自己情報開示については直接規定しておらず、解釈運用基準を別に定め、代理人による請求を認める場合として運用している。

行政機関法第12条第2項は、未成年者又は成年被後見人の中には、本人自ら開

示請求することが困難な者もあることから、これらの者の法定代理人に限って代理請求を認めている。

行政機関法の趣旨を踏まえ、未成年者又は成年被後見人の法定代理人については、当該未成年者等の自己情報開示請求権を代わって行使できる権利を明確にすることが適当と考える。ただし、近年のドメスティックバイオレンスや児童虐待事件を踏まえ、未成年者等の権利利益が侵害されることのないように規定を整備する必要があると考える。

2 死者の個人情報の遺族等への提供

死者の個人情報について、遺族等への提供の途を開くことが適当である。

【説明】

現行条例において自己情報開示請求できるのは、当該情報で識別しうる本人のみであり、死者の個人情報については、当該死者以外の者（遺族等）が知りうる機会はない。

しかしながら、近時、遺族へのカルテ開示等、主に医療情報については、遺族等（配偶者、子、父母、またはこれに準じる者）への開示が認められる方向にあり、こうした社会情勢の変化を踏まえると、死者の個人情報を遺族等へ提供する途を開くことが適当である。

3 保有個人情報の開示等

保有個人情報の開示等について、次の点について規定を整備することが適当である。

(1) 行政機関法に準じて、開示義務を明確にすること。

(2) 非開示事項と情報公開条例第7条に規定する非公開情報との調整を図ること。

【説明】

(1) 現行条例は、原則開示を前提としているが、行政機関法のように、開示義務を条文上明記していない。行政機関法に準じて、実施機関に原則開示義務があることを明確にする必要があると考える。

また、開示請求に対して可能な限り開示する趣旨から、部分開示については、現行条例第16条第3項及び第4項並びに行政機関法第15条の規定を踏まえて整備し直すことが適当と考える。

(2) 現行条例第16条第2項に規定する開示しないことができる情報と情報公開条例第7条各号の非公開情報の表記が大きく異なっているため、非開示事項を明確にするためにも、情報公開条例との整合を図る必要があると考える。

4 保有個人情報の存否に関する情報

行政機関法に準じて、保有個人情報に関する存否の応答を拒否することができる旨の規定を設けることが適当である。

【説明】

行政機関法第17条に「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」旨規定されている。

国は、内偵、候補者名簿、抜き打ち検査に係る情報を想定しているが、区においても、職員の非違行為の内偵情報や、表彰候補者名簿等が存在するので、存否応答拒否の規定が必要と考える。

5 訂正請求関係

訂正請求に関して、行政機関法の規定に準じて、次の点について規定を整備することが適当である。

- (1) 未成年者等情報の訂正請求については、開示請求と同様に法定代理人の請求権を明確にすること。**
- (2) 請求に理由があると認めるときの訂正義務を明確にすること。**

【説明】

訂正請求権は、個人情報の正確性の確保に関する規律の実効性を担保するものである。現行条例にも訂正請求の規定はあるが、次の点について、整理することが適当である。

- (1) 未成年者等の個人情報の訂正請求については、開示請求と同様、法定代理人の請求権を明確にする。
- (2) 現行条例では、訂正義務について規定していないが、行政機関法に準じて、訂正義務を明確にする。

なお、現行条例では、訂正請求において、開示請求を前置としていない。改正条例においても同様とすることが適当と考える。

6 利用停止請求関係

現行条例の削除請求権、利用中止請求権については、行政機関法に規定する利用停止請求権との調整を図ることが適当である。行政機関法に準じて、次の点について規定を整備することが適当である。

- (1) 未成年者等情報の利用停止請求については、開示請求と同様に法定代理人の請求権を明確にすること。**
- (2) 請求に理由があると認めるときの利用停止義務を明確にすること。**

【説明】

利用停止請求権は、保有個人情報がたとえ正確なものであっても、その取扱いが適正でないときに、本人が是正を請求することができるというものであり、個人情報に関する規律の実効性を担保するものである。

利用停止請求権は、国においてはこれまで規定されていなかった請求権であるが、区においては、現行条例第18条で不適法な個人情報の収集の場合の削除請求を、第19条で違法な目的外利用及び外部提供に対する利用中止請求を定めているところ

であり、考え方自体は大きく変わるものではないが、行政機関法の成立を踏まえ、以下の点について、行政機関法との調整を図ることが適当と考える。

- (1) 未成年者等の情報の利用停止請求については、開示請求と同様に法定代理人の請求権を明確にする。
- (2) 保有個人情報の利用停止義務については、開示義務等と同様、行政機関法に準じて条例上に明記する。

なお、現行条例では、削除請求及び利用中止請求において、開示請求を前置していない。改正条例における利用停止請求も同様とすることが適当と考える。

7 開示請求等に対する決定及び期限

開示請求、訂正請求、利用停止請求に対する決定等に関する規定は、以下のとおり整備することが適当である。

- (1) 行政機関法に準じて、開示決定等に当たっては、当該保有する個人情報の利用目的を通知すること。
- (2) 請求された個人情報を保有していない場合には、請求に応じない旨の決定を行うものとする。
- (3) 行政機関法に準じて開示決定等の期限の特例を規定すること。

【説明】

- (1) 行政機関法第18条は、行政機関の長は、開示の決定をする場合は、開示する保有個人情報の利用目的を通知しなければならないことを定めている。個人情報の適正な取扱いを担保する観点から、区においても利用目的を通知することが適当と考える。開示請求を前置としない改正条例においては、訂正請求に対する決定、利用停止請求に対する決定においても同様とすることが適当である。
- (2) 情報公開条例では、請求文書が存在しない場合にも、非公開の処分を行うこととしている。改正条例においても請求された個人情報を保有していない場合は、当該請求に応じない旨の決定をすることを明記し、この条例に基づく処分として、救済手続の対象とすることが適当である。開示請求を前置としない改正条例においては、訂正請求、利用停止請求に対しても同様とすることが適当である。
- (3) 行政機関法第20条には、「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。」旨規定されている。

個人情報は、特に第三者の個人情報との分離が困難な事例が多いことから、情報公開制度以上に、期限の特例を規定する必要があると考える。

第4 その他

1 苦情処理

基本法に基づき、事業者と本人との間に生じた個人情報の取扱いに関する苦情処理については、新たに規定を設ける必要があると考える。

また、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理についても、行政機関法に準じた規定整備を図る必要があると考える。

【説明】

基本法第13条において、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めることが地方公共団体の責務として規定された。また、行政機関法第48条は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない旨規定している。

これらの趣旨を踏まえ、区についても、事業者における個人情報の取扱い及び実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理について規定を整備する必要があると考える。

2 事業者の責務及び事業者への支援

事業者における個人情報の取扱いに関して現行条例第4条、第27条の規定を踏まえ、事業者の責務、事業者への支援について規定を整備する必要があると考える。

【説明】

基本法第12条により、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事業者への支援は自治体の責務と位置づけられた。現行条例第4条では事業者の責務を、第27条では事業者への指導勧告を規定していることを整理した上で、事業者の責務及び事業者への支援について規定を整備することが適当と考える。

3 指定管理者における個人情報の取扱い

指定管理者が公の施設の管理に伴い保有することとなる個人情報に関して、指定管理者が、改正条例の趣旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じるよう努めなければならない旨の規定を設けることが適当である。

【説明】

現行条例では、指定管理者が、公の施設の管理に伴い保有することとなる個人情報に関する規定がない。改正条例においては、公の施設の管理に伴い保有することとなる個人情報に関して、指定管理者は、改正条例の趣旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じるよう努めなければならない旨の規定を設けることが適当と考える。なお、現在、各公の施設の設置条例中には、指定管理者は個人情報保護条例の趣旨に沿った措置を講ずべき旨の定めがあるが、これらの義務については改正条例中に包括的に規定すべきものとする。

第5 罰則

1 行政機関法に準じた罰則

行政機関法に準じて、正当な理由がない個人情報ファイルの外部提供等に対し、罰則を設ける必要があると考える。

【説明】

行政機関法に定める職員等に対する罰則（第53条～第55条）は、公務の適正（行政機関における個人情報の適正な取扱い）とこれに対する国民の信頼の確保を保護法益としている。

公務の適正とこれに対する信頼の確保は、公務に求められる普遍的な要請であり、この命題は、国、地方を問わず行政に貫かれるべき最も重要な指導原理でもある。

この区民からの期待を受け止め、区における個人情報の取扱いに対する区民の信頼を確保するためにも、行政機関法に準じて、以下の罰則規定を設ける必要があると考える。

(1) 行政機関法第53条は、行政機関の職員と受託業務の従事者（職員であった者と従事していた者を含む。）が、個人の秘密に属する事項が記録された電算処理に係る個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとしている。

区においても、行政機関法同様に、正当な理由のない保有個人情報の外部提供を行った職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者（以下「職員等」という。）に対し、罰則規定を設けることが適当である。

なお、行政機関法では電算処理した個人情報ファイルのみを処罰行為の客体とするため、電算処理していない個人情報ファイルや散在情報を漏らした場合には、職員は地方公務員法により処罰されるが、受託業務従事者は処罰対象とならない。

しかし、同じく区の個人情報を扱う者が、単に職員でないということだけで処罰されないとするのは、個人情報保護を全うする観点からは説明しがたい。

したがって、個人情報保護の徹底を図るため、地方公務員法の守秘義務規定の適用を受けない受託業務従事者等についても、電算処理していない個人情報ファイルや散在情報を漏らした場合には、地方公務員法に準じた罰則規定を設ける必要があるのではないかと考える。

(2) 行政機関法第54条は、行政機関の職員と受託業務の従事者（職員であった者と従事していた者を含む。）が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとしている。

区においても、行政機関法同様に、不正目的での保有個人情報の外部提供又は盗用を行った職員等に対し、罰則規定を設けることが適当である。

(3) 行政機関法第55条は、行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとしている。

区においても、行政機関法同様に、個人の秘密に属する事項について目的外収集を行った職員に対し、罰則規定を設けることが適当である。

(4) 行政機関法第57条は、偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処するものとしている。

区においても、行政機関法同様に、不正な開示請求を行った者に対し、過料を課すことが適当である。

2 その他の罰則

(1) 受託業務従事者に対する指導、監督の実効性を高めるため、受託業務従事者だけでなく受託者そのものに対しても罰則を適用する、いわゆる両罰規定を設けることが適当と考える。

(2) 指定管理者の従事者で当該管理施設の管理に従事する者に対しては、受託業務従事者同様の罰則を、当該指定管理者に対しては両罰規定を適用することが適当と考える。

【説明】

(1) 受託業務従事者に対する指導、監督の実効性を担保し、個人情報保護のより一層の徹底を図るためには、業務従事者への罰則だけでなく、受託法人そのものに対しても、関係各条に定める罰金を課す両罰規定を設けることが適当と考える。

(2) 区の公の施設を管理することに伴い取り扱うこととなる区民の個人情報の保護の徹底を図るためには、指定管理者についても、当該管理施設の管理に従事する者及び法人に対し、受託業務者と同様の罰則を適用する必要があると考える。

関係条例の整備

第1 情報公開・個人情報保護審査会条例の整備

審査会設置法に準じて、情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）に関し、次の点について規定を整備することが適当である。

(1) 諮問した実施機関は、審査会からの調査を拒んではならない旨を明記する。

(2) 審査会は不服申立人に、意見陳述の権利を設ける。

(3) 審査会委員の守秘義務違反に罰則を規定する。

【説明】

審査会設置法では、審査会に対し、不服申立人が意見陳述する機会を設けるべき義務を課している。また、審査会委員に対しては、守秘義務を課すとともに、違反した者には罰則を適用することとしている。

現在の新宿区情報公開・個人情報保護審査会の運営においても、実施機関が審査会の調査を拒否することは想定されておらず、実務上も拒否された事例はない。また、審査会は不服申立人に意見陳述を希望するか否か確認し、希望する者に意見陳述の機会を提供している。

しかし、国が、これらの点を法により明確化したことを踏まえると、区においても審査会条例上に明記することが適当と考える。

また、審査会委員の守秘義務違反に伴う罰則は、審査会条例には規定されてい

いが、審査会設置法に準じて、審査会委員の守秘義務違反に対し、罰則を導入することが適当と考える。

第2 情報公開条例の整備

個人情報保護条例の改正にあわせて、以下の点について情報公開条例を整備することが適当である。

- (1) 公開決定期限の特例を規定すること。
- (2) 指定管理者は、公の施設の管理に伴い保有することとなる情報について、情報公開条例の趣旨に沿って、公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定を設けること。

【説明】

- (1) 本答申において、改正条例においては開示決定期限の特例を規定することが適当である旨意見を述べたところである。近時、情報公開においても大量請求が見られるようになっていることを踏まえると、個人情報保護条例の改正にあわせて、情報公開条例においても同様の規定を整備することが必要と考える。
- (2) 情報公開条例では、指定管理者が、公の施設の管理に伴い保有することとなる情報に関する規定がない。指定管理者が公の施設の管理に伴い保有することとなる情報について、指定管理者が、情報公開条例の趣旨にのっとり、公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるべき規定を設けることが適当と考える。

(参考1)

これまでの審議会での検討経過

回数	月 日	主な審議内容等
第1回	5月27日(木)	諮問及びその背景の説明を受ける。 今後の運営方針・日程等を協議する。
第2回	6月22日(火)	目的・定義・実施機関における個人情報の取扱いについて説明を受ける。
第3回	7月 6日(火)	目的・定義・実施機関における個人情報の取扱いについて審議する。 開示・訂正・利用停止請求について説明を受ける。
第4回	7月16日(金)	開示・訂正・利用停止請求について審議する。 雑則・罰則について説明を受ける。
第5回	7月22日(木)	雑則・罰則について審議する。
第6回	7月28日(水)	これまでの審議経過を整理する。
小委員会	7月28日(水)	中間報告書作成方法等を協議する。
小委員会	8月 3日(火)	中間報告案作成
小委員会	8月17日(火)	中間報告案作成
小委員会	8月23日(月)	中間報告案作成
第7回	8月24日(火)	中間報告案確認
第8回	9月9日(木)	中間報告
第9回	10月28日(木)	パブリック・コメントの意見について報告を受け、審議する。 死者の個人情報の取扱いについて審議する。
第10回	11月11日(木)	これまでの審議経過を整理する。
小委員会	11月11日(木)	答申書作成方法等を協議する。
小委員会	11月30日(火)	答申書案作成
第11回	12月10日(金)	答申書案確認
第12回	12月17日(金)	答申

(参考2)

新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員

平成16年5月1日現在

区分	氏名	現職
学識 経験者	寄本 勝美	早稲田大学政治経済学部教授
	山口 邦明	弁護士
	蜂谷 栄治	元教育長
区議会 議員	阿部 早苗	議員
	桑原 公平	議員
	小畑 通夫	議員
	猪爪 まさみ	議員
	のづ たけし	議員
区内団体 関係者	原田 一郎	新宿区町会連合会
	中矢 征子	新宿区民生委員・児童委員協議会
	鍋島 照子	新宿区消費者団体連絡会
	片貝 英重	東京商工会議所新宿支部
	信夫 竹久	連合新宿地区協議会
区民	井上 俊也	区民委員
	佐藤 千枝子	区民委員